

道路法第24条による工事 工事基準チェックシート

乗 り 入 れ ※ 歩 道 が あ る 場 合	1. 乗り入れの規模			
	(1) 乗り入れ個所数			
	☐ 1か所 ☐ 1か所 (大型貨物車の出入りがある等の場合最大2か所まで)			
	(2) 車道と歩道の交差角			
	☐ 直角 (2か所設け斜め横断が適当な場合45度まで)			
	(3) 乗り入れの離隔距離			
	☐ 歩道側で2.0m以上かつ隣地境界から1.0m以上 ☐ 歩道側で2.0m以上、隣地境界から1.0m未満 (隣地所有者の同意が必要) ☐ 2か所設ける場合、民地側で5m以上			
	(4) 乗り入れの種別及び規格			
	☐ I種 (5.3m以下の普通車等) ☐ II種 (I種、III種以外の車) ☐ III種 (6.5t積み貨物車以上) ☐ 隅切り (路肩1.0m未満の場合のみ) 4m以下 (A型) 6m以下 (A型) 10m以下 (A型) 1m以下 (A型)			
	構 造 物	2. 乗り入れの位置		
☐ 1 民地側に自動車を駐車する場所がある (無い場合承認不可) ☐ 2 横断歩道等 (停止線から横断歩道までの間も含む) の中及び前後5m以外 ☐ 3 トンネル坑口、スノージェット等の端部から50m以外 ☐ 4 バス停留所の中、又は停留所を表示する標柱等から前後10m以外 ☐ 5 横断地下道の出入り口及び横断歩道橋の昇降口から5m以外 ☐ 6 交差点 (総幅員7m以上) の中及び曲がり角 (停止線) から5m以外 (T字型交差点の突き当たり部分を除く) ☐ 7 バス停車帯以外 ☐ 8 橋梁以外 ☐ 9 横断防護柵、ガードレール等の設置箇所以外 (支障が無い区間を除く) ☐ 10 信号機、照明灯の移転を必要としない (移転を認めた場合を除く) ☐ 11 交差道路 (総幅員7m未満) と隣接する場合曲がり角から2m以外 ※個人宅等I種乗り入れで支障がない場合、3、4、5、7は適用しないことができる				
3. 乗り入れ構造				
☐ マウントアップ型は全面切り下げ (部分切下げの場合水平100cm以上確保) ☐ マウントアップ型は隣接乗り入れとの水平距離が5m未満の場合連続して切り下げる ☐ 歩車道境界の段差はマウントアップ型は5～10cm、フラット型は既設面に合わせる ☐ 歩道が排水溝の開口部と接する等危険と認められる場合は転落防止柵を設置する				
4. 小構造物				
(1) 側溝及び側溝蓋				
☐ I種 (25t対応、ただし既設側溝が14t対応以上で改良計画が無い場合利用可) ☐ II種 (25t対応、ただし既設側溝が14t対応以上で改良計画が無い場合利用可) ☐ III種 (25t対応横断用、固定式グレーチング蓋) グレーチング蓋 枚 ☐ 車道部10mに1枚、歩道部5mに1枚設置				
(2) 官民境界				
☐ 境界の確認 ☐ 境界杭 ☐ 構造物 ☐ その他 () ☐ 建物を築造する場合、境界線からの距離が50cm以上 ☐ 施工後の境界杭の復元、新設の有無 (新設の場合杭は七尾市が支給) ☐ 民地間の境界が不明確な場合の関係者の同意				
舗 装		5. 舗装構成 (Co:21N/mm ² , RC-40 As:密As20F, M-40, RC-40 ILB(CB):B, S, RC-40 ILB(CB)再利用(歩道):B, M1:3, 21N/mm ² , RC-40 G:RC-40)		
	☐ I種 (L交通) ☐ Co:15, 10 ☐ As:5, 15, 20 ☐ ILB(CB):8, 2, 15 ☐ ILB(CB)再利用:6, 2, 15, 10			
	☐ II種 (A交通) ☐ Co:20, 20 ☐ As:5, 15, 35 ☐ ILB(CB):8, 2, 6, 15 ☐ ILB(CB)再利用:6, 2, 20, 20			
	☐ III種 (B交通) ☐ Co:25, 25 ☐ As:4(密As13F), 6(粗As20), 25, 30 ☐ ILB(CB):8, 2, 10, 20 ☐ ILB(CB)再利用:6, 2, 25, 25			
	☐ 歩道 ☐ Co:7(18N/mm ²), 10 ☐ As:4(密As13F), 10(RC-40) ☐ ILB(CB):6, 2, 7(18N/mm ²), 10			
	☐ その他構成 ☐ As:3(細As13F), 17, 20(仮復旧) ☐ AS:3(密As13F)(オーバーレイ) ☐ G:15 ☐ As:5, 10(M-30), 20(農道)			
	6. 道路の効用の有無 ※法敷を埋立する場合			
	☐ 有り ☐ 無し (一般使用ができない) ➡ 道路法第32条占用許可申請			
	そ の 他	7. 関係者の同意		
		☐ 町会長の同意 (以下申請者発注事業で市道部を含めた計画に同意済の場合を含む) ☐ 生産組合長の同意 (農業用水路に影響がある場合) ☐ 隣地所有者の同意 (隣地境界から1.0m以上の離隔距離が取れない場合等)		
8. 備考				